

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号 01234233

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

会社名	(電話 06-6666-7777) 株式会社CCS出版		本店の所在地	大阪市淀川区〇〇2-9-15 〇〇ビル4F																				
代表者氏名	池田一郎		事業内容	取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種目番号	取引金額の構成比																		
課税時期	令和2年2月10日			機械器具卸売業	74	100%																		
直前期	自平成30年4月1日 至平成31年3月31日																							
1. 株主及び評価方式の判定				納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(⑤の割合)を基として、区分します。																				
判定要素(課税時期現在の株式等所有状況)	氏名又は名称	続柄	会社における役職名	④株式数(株式の種類)	⑤議決権数	⑥議決権割合(⑤/④)%																		
	池田一郎	納税義務者	代表取締役	株200	個200	50																		
	池田和子	妻		100	100	25																		
	池田義男	弟	取締役	50	50	12																		
	鈴木恵子	姉		50	50	12																		
				筆頭株主グループの議決権割合(⑥の割合) 株主の区分 50%超の場合 30%以上50%以下の場合 30%未満の場合 ⑤の割合 50%超 30%以上 15%以上 同族株主等 50%未満 30%未満 15%未満 同族株主等以外の株主 同族株主等(原則的評価方式等) 同族株主等以外の株主(配当還元方式) 「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(⑥の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。																				
2. 少数株式所有者の評価方式の判定				<table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td colspan="2">判定内容</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>⊖役員</td> <td colspan="2">である(原則的評価方式等) ・でない(次の⊕へ)</td> </tr> <tr> <td>⊕納税義務者が中心となる同族株主</td> <td colspan="2">である(原則的評価方式等) ・でない(次の⊖へ)</td> </tr> <tr> <td>⊖納税義務者以外に中心となる同族株主(又は株主)</td> <td colspan="2">がいる(配当還元方式) ・ いない(原則的評価方式等) (氏名)</td> </tr> <tr> <td>判定</td> <td colspan="2">原則的評価方式 ・ 配当還元方式</td> </tr> </table>			項目	判定内容		氏名			⊖役員	である(原則的評価方式等) ・でない(次の⊕へ)		⊕納税義務者が中心となる同族株主	である(原則的評価方式等) ・でない(次の⊖へ)		⊖納税義務者以外に中心となる同族株主(又は株主)	がいる(配当還元方式) ・ いない(原則的評価方式等) (氏名)		判定	原則的評価方式 ・ 配当還元方式	
項目	判定内容																							
氏名																								
⊖役員	である(原則的評価方式等) ・でない(次の⊕へ)																							
⊕納税義務者が中心となる同族株主	である(原則的評価方式等) ・でない(次の⊖へ)																							
⊖納税義務者以外に中心となる同族株主(又は株主)	がいる(配当還元方式) ・ いない(原則的評価方式等) (氏名)																							
判定	原則的評価方式 ・ 配当還元方式																							
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数				②	400	⑤ (②/④) 100																		
筆頭株主グループの議決権の合計数				③	400	⑥ (③/④) 100																		
評価会社の発行済株式又は議決権の総数				①	400	④ 400																		

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

3. 会社の規模 (Lの割合) の判定									
判 定 要 素	項 目	金 額		項 目	人 数				
	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	千円 493,533		直前期末以前1年間 における従業員数	14 人 〔従業員数の内訳〕				
	直前期末以前1年間 の取引金額	千円 698,233			〔継続勤務〕	〔継続勤務従業員以外の従業 員の労働時間の合計時間数〕 (140 時間)			
	① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分			70人以上の会社は、大会社 (㊸及び㊹は不要) 70人未満の会社は、㊸及び㊹により判定					
判 定 基 準	㊸ 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年 間における従業員数に応ずる区分			㊹ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる 区分			会社規模とLの 割合(中会社) の区分		
	総資産価額(帳簿価額)		従業員数	取 引 金 額					
	卸売業	小売・サービ ス業		卸売業、小売・ サービス業以外	卸売業	小売・サービ ス業	卸売業、小売・ サービス業以外		
	20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社	
	4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超	7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満	0.90	中 会 社
	2億円以上 4億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	20人超 35人以下	3億5,000万円以上 7億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満	0.75	
	7,000万円以上 2億円未満	4,000万円以上 2億5,000万円未満	5,000万円以上 2億5,000万円未満	5人超 20人以下	2億円以上 3億5,000万円未満	6,000万円以上 2億5,000万円未満	8,000万円以上 2億円未満	0.60	
	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社	
・「会社規模のLの割合(中会社)の区分」欄は、㊸欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか 下位の区分)と㊹欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。									
判 定	大会社		中 会 社	L の 割 合		小 会 社			
				0.90	0.75	0.60			
4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項									

第2表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名 株式会社CCS出版

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

1. 比準要素数1の会社	判 定 要 素						判 定 基 準	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0である(該当)でない(非該当)			
	(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素							
	第4表の ㉞の金額	第4表の ㉟の金額	第4表の ㊱の金額	第4表の ㊲の金額	第4表の ㊳の金額	第4表の ㊴の金額	判 定	該 当	非 該 当		
	円 銭	円	円	円 銭	円	判 定					
	0 60	348	158	0 50	308						
2. 株式等保有特定会社	判 定 要 素						判 定 基 準	③の割合が50%以上である ③の割合が50%未満である			
	総 資 産 価 額 (第5表の①の金額)		株式等の価額の合計額 (第5表の④の金額)		株式等保有割合 (②/①)						
	①	千円	②	千円	③	%	判 定	該 当	非 該 当		
	805,422	96,982	12								
3. 土地保有特定会社	判 定 要 素						判 定 基 準				
	総 資 産 価 額 (第5表の①の金額)		土地等の価額の合計額 (第5表の⑦の金額)		土地保有割合 (⑤/④)						会 社 の 規 模 の 判 定 (該当する文字を○で囲んで表示します。)
	④	千円	⑤	千円	⑥	%	大 会 社 ・ 中 会 社 ・ 小 会 社				
		805,422	22,389	2							
	判 定 基 準	会 社 の 規 模		大 会 社		中 会 社		小 会 社 (総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)			
		⑥の割合		70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満
判 定		該 当	非 該 当	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当		
4・開業後3年未満の会社等	(1)開業後3年未満の会社	判 定 要 素		判 定 基 準	課 税 時 期 に お い て		課 税 時 期 に お い て				
		開業年月日	年 月 日		開 業 後 3 年 未 満 で あ る		開 業 後 3 年 未 満 で な い				
	(2)比準要素数0の会社	判 定 要 素		判 定 基 準		判 定					
	直前期末を基とした判定要素		判 定 基 準		判 定						
	第4表の ㉞の金額	第4表の ㉟の金額	第4表の ㊱の金額	判 定 基 準		直前期末を基とした判定要素がいずれも0である(該当)でない(非該当)					
	円 銭	円	円	判 定		判 定					
	0 60	348	158			該 当 非 該 当					
5. 開業前又は休業中の会社	開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清算中の会社				判 定		
	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当					該 当	非 該 当	
7. 特定の評価会社の判定結果	1. 比準要素数1の会社		2. 株式等保有特定会社		判 定				判 定		
	3. 土地保有特定会社		4. 開業後3年未満の会社等						該 当	非 該 当	
5. 開業前又は休業中の会社		6. 清算中の会社		判 定				判 定			
〔 該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。 〕											

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名 株式会社CCS出版

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

1・原則的評価方式による価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額	類似業種比準価額 (第4表の⑳、㉑又は㉒の金額) ① 円	1株当たりの純資産価額 (第5表の㉓の金額) ② 円	1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の㉔の記載がある場合のその金額) ③ 円		
		539,700	870,525			
	1株当たりの価額の計算	1株当たりの価額の算定方法			1株当たりの価額	
	大会社の株式の価額	①の金額と②の金額とのいずれか低い方の金額 (②の記載がないときは①の金額)			④ 円	
中会社の株式の価額	①の②のいずれか低い方の金額 Lの割合 (539,700 円×0.75) + ②の金額(③の金額があるときは③の金額) Lの割合 (870,525 円×(1-0.75))			⑤ 円 622,406		
小会社の株式の価額	②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ②の金額(③の金額があるときは③の金額) (①の金額 円×0.50) + (②の金額 円×0.50) =			⑥ 円		
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額(④、⑤又は⑥) 1株当たりの配当金額 円 - 円 銭			修正後の株式の価額 ⑦ 円	
	課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額(④、⑤又は⑥(⑦)があるときは⑦) 割当株式1株当たりの払込金額 1株当たりの割当株式数 1株当たりの割当株式数又 (円 + 円 × 株) ÷ (1株 + 株)			修正後の株式の価額 ⑧ 円	
2・配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等	直前期末の資本金等の額 ⑨ 千円	直前期末の発行済株式数 ⑩ 株	直前期末の自己株式数 ⑪ 株	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑨÷50円) ⑫ 株	1株当たりの資本金等の額 (⑨÷(⑩-⑪)) ⑬ 円
	直前配当	⑭ 年配当金額 千円	⑮ 左のうち非経常的な配当金額 千円	⑯ 差引経常的な年配当金額 (⑭-⑮) 千円	⑰ (⑭+⑯)÷2 千円	
	直前々配当	千円	千円	千円		
	1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額(⑰) ⑱の株式数 ⑲ 千円 ÷ 株 = 円 銭			この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。	
	配当還元価額	⑲の金額 ⑳の金額 ㉑ 円 銭 × 50円 = 円			㉒の金額が、原則的評価方式により計算した価額を超える場合には、原則的評価方式により計算した価額とします。	
	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 銭) - (円 銭)			㉓ 円 銭	
3・株式に関する権利の価額 (1・及び2・に共通)	株式の割当てを受ける権利(割当株式1株当たりの価額)	⑳(配当還元方式の場合は㉑)の金額 割当株式1株当たりの払込金額 円 - 円			㉔ 円 株式の評価額 622,406	
	株主となる権利(割当株式1株当たりの価額)	㉑(配当還元方式の場合は㉒)の金額(課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)			㉓ 円 株式に関する権利の評価額	
	株式無償交付期待権(交付される株式1株当たりの価額)	㉒(配当還元方式の場合は㉓)の金額			㉔ 円	
4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1. 及び2. に共通)						

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

会社名 株式会社CCS出版

(平成三十年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1. 1株当たりの資本金		直前期末の 資本金等の額	直前期末の 発行済株式数	直前期末の 自己株式数	1株当たりの資本金等 の額(①÷(②-③))	1株当たりの資本金等の額を50 円とした場合の発行済株式数 (①÷50円)						
の額等の計算		① 千円 20,000	② 株 400	③ 株	④ 円 50,000	⑤ 株 400,000						
2. 比 準 要 素 等 の 金 額	1株(50円)当たり の年配当金額					比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額						
	事業年度	⑥年配当金額	⑦左のうち 非経常的な 配当金額	⑧差引経常的な 配当金額(⑥-⑦)	年平均配当金額	⑨	⑩	⑪				
	直前期	千円 300	千円	千円	千円 ⑨(⑦+⑧)÷2 250	⑩	⑪	⑫				
	直前々期	千円 200	千円	千円	⑩(⑧+⑨)÷2 千円 200	1株(50円)当たりの年配当金額 (⑩の金額)						
	直前々期の前期	千円 200	千円	千円		⑫	⑬	⑭				
1株(50円)当 たりの年利 益金額	直前期末以前2(3)年間の利益金額					比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額						
	事業年度	⑮法人税の課 税所得金額	⑯左のうち 非経常的な 利益金額	⑰受取配当等 の益金 不算入額	⑱左の所得税 額	⑲損金算入し た繰越欠損 金の控除額	⑳差引利益金額 (⑮-⑯+⑰- ⑱+⑲)	㉑				
	直前期	千円 142,342	千円	千円	千円	千円	千円	㉒				
	直前々期	千円 123,532	千円	千円	千円	千円	千円	1株(50円)当たりの年利益金額 (㉒又は(㉒+㉓)÷2 の金額)				
	直前々期の前期	千円 111,242	千円	千円	千円	千円	千円		㉓			
1株(50円)当 たりの純資 産価額	直前期末(直前々期末)の純資産価額					比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額						
	事業年度	㉔資本金等の額	㉕利益積立金額	㉖純資産価額 (㉔+㉕)		㉗	㉘	㉙				
	直前期	千円 20,000	千円	千円	千円	㉗	㉘	㉙				
	直前々期	千円 20,000	千円	千円	千円	㉗	㉘	1株(50円)当たりの純資産価額 (㉗の金額)				
	直前々期の前期	千円 20,000	千円	千円	千円	㉗	㉘		㉙			
3. 類 似 業 種 比 準 価 額 の 計 算	1株(50円)当 たりの株 価		類似業種と 業種目番号 (No. 75)	比 準 割 合 の 計 算	区 分	1株(50円)当 たりの年配 当金額	1株(50円)当 たりの年利 益金額	1株(50円)当 たりの純資 産価額	1株(50円)当 たりの比 準価額			
	類 似 業 種 の 株 価	課税時期の 属する月	2月	①	評 価 社	円 0	銭 60	円 348	円 158	※ ⑳×㉑×0.7 ※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。		
		課税時期の 属する月の前月	1月	②	類 似 業 種	円 0	銭 60	円 348	円 158			
		課税時期の 属する月の前々月	12月	③	要 素 別 比 準 割 合	円 6	銭 60	円 48	円 330			
		前年平均株 価		④	比 準 割 合	⑤	⑥	⑦	⑧			
		課税時期の属する月 以前2年間の平均株 価		⑤	比 準 割 合	0.09	0.09	7.25	0.47			
	A(①、②、③、④及び ⑤のうち最も低いもの)			⑥						⑨	円 539	銭 70
	類 似 業 種 の 株 価		課税時期の 属する月	2月	㉑	区 分	1株(50円)当 たりの年配 当金額	1株(50円)当 たりの年利 益金額	1株(50円)当 たりの純資 産価額	1株(50円)当 たりの比 準価額		
		課税時期の 属する月の前月	1月	㉒	評 価 社	円 0	銭 60	円 348	円 158	※ ㉓×㉔×0.7 ※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。		
		課税時期の 属する月の前々月	12月	㉓	類 似 業 種	円 7	銭 30	円 43	円 352			
	前年平均株 価		㉔	要 素 別 比 準 割 合	⑩	⑪	⑫	⑬				
	課税時期の属する月 以前2年間の平均株 価		㉕	比 準 割 合	0.08	0.08	8.09	0.44				
	A(㉑、㉒、㉓、㉔及び ㉕のうち最も低いもの)		㉖	比 準 割 合					⑭		円 618	銭 10
1株当たりの比準価額		比準価額(㉖と㉗ とのいずれか低い方)			⑭の金額		50,000円		⑮	円		
修正 算		直前期末の翌日から課税時 期までの間に配当金交付の 効力が発生した場合			比準価額(㉖)		1株当たりの 配当金額		修正比準価額		円	
修正 算		直前期末の翌日から課税時 期までの間に株式の割当て 等の効力が発生した場合			比準価額(㉖) (㉗があるときは㉘)		割当株式1株当た りの払込金額		修正比準価額		円	
							1株当たりの割 当株式数		1株当たりの割 当株式数又は交付株式 数		円	
							1株当たりの割 当株式数		1株当たりの割 当株式数又は交付株式 数		円	

第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書

会社名 株式会社CCS出版

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

1. 資産及び負債の金額 (課税時期現在)							
資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考	科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考
	千円	千円			千円	千円	
現金預金	69,736	69,112		支払手形	50,991	50,991	
受取手形	100,679	104,762		買掛金	86,852	86,852	
売掛金	175,285	179,468		短期借入金	90,182	90,182	
製品	103,441	103,441		未払金	6,731	6,731	
仕掛品	15,921	15,921		未払費用	8,962	8,962	
原材料	21,963	21,963		預り金	7,363	7,363	
未収入金	6,022	6,022		長期借入金	75,320	75,320	
短期貸付金	3,840	3,840		未納法人税	26,995	26,995	
借地権	53,312			未納府民税	1,473	1,473	
建物	50,468	72,968		未納市民税	3,810	3,810	
機械装置	51,507	51,507		未納事業税	12,970	12,970	
車両運搬具	2,187	2,187		未納消費税	5,779	5,779	
器具備品	4,705	4,705		未納固定資産税	18,621	18,621	
土地	22,389	19,420		役員賞与	15,000	15,000	
電話加入権	185	404		退職金	16,230	16,230	
関係会社株式	14,982	10,000					
投資有価証券	82,000	32,000					
長期貸付金	26,800	26,800					
合 計	① 805,422	② 724,520		合 計	③ 427,279	④ 427,279	
株式等の価額の合計額	④ 96,982	⑤ 42,000		/			
土地等の価額の合計額	⑥ 22,389						
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	⑦ -	⑧ -					
2. 評価差額に対する法人税額等相当額				3. 1株当たりの純資産価額の計算			
相続税評価額による純資産価額 (①-③)		⑤ 千円 378,143		課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤-⑧)		⑨ 千円 348,210	
帳簿価額による純資産価額 (②+(⑦-⑧)-④), マイナスの場合は0)		⑥ 千円 297,241		課税時期現在の発行済株式数 (第1表の1の①)-自己株式数		⑩ 株 400	
評価差額に相当する金額 (⑤-⑥, マイナスの場合は0)		⑦ 千円 80,902		課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑨÷⑩)		⑪ 円 870,525	
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)		⑧ 千円 29,933		同族株主等の議決権割合(第1表の1の⑤) の割合)が50%以下の場合 (⑪×80%)		⑫ 円	

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号 01234233

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

会社名	(電話 06-6666-7777) 株式会社CCSS商事		本店の所在地	大阪市東淀川区〇〇2-1-12 〇〇ビル4F			
代表者氏名	池田一郎		事業内容	取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種目番号	取引金額の構成比	
課税時期	令和2年2月10日			産業機械器具卸売業	74	100%	
直前期	自平成30年4月1日 至平成31年3月31日						
1. 株主及び評価方式の判定				納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(⑤の割合)を基として、区分します。			
判定要素(課税時期現在の株式等所有状況)	氏名又は名称	続柄	会社における役職名	④株式数(株式の種類)	⑤議決権割合(⑤/④)	筆頭株主グループの議決権割合(⑥の割合) 株主の区分 50%超の場合 30%以上50%以下の場合 30%未満の場合 50%超 30%以上 15%以上 同族株主等 50%未満 30%未満 15%未満 同族株主等以外の株主 同族株主等(原則的評価方式等) 同族株主等以外の株主(配当還元方式) 「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(⑤の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。	
	池田一郎	納税義務者	代表取締役	株 200	個 200		50%
	池田和子	妻		100	100		25
	池田義男	弟	取締役	50	50		12
	鈴木恵子	姉		50	50		12
2. 少数株式所有者の評価方式の判定				項目 判定内容			
				氏名			
				⊖ 役員			
				⊕ 納税義務者が中心となる同族株主			
				⊖ 納税義務者以外に中心となる同族株主(又は株主)			
自己株式				判定			
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数				② 400 ⑤ (②/④) 100			
筆頭株主グループの議決権の合計数				③ 400 ⑥ (③/④) 100			
評価会社の発行済株式又は議決権の総数				① 400 ④ 400 100			

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

3. 会社の規模 (Lの割合) の判定											
判 定 要 素		項 目		金 額		項 目		人 数			
		直前期末の総資産価額 (帳簿価額)		千円 493,533		直前期末以前1年間 における従業員数		14 人			
		直前期末以前1年間の取引金額		千円 698,233				〔従業員数の内訳〕 〔継続勤務〕 (14 人) + 〔継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数〕 (140 時間) 1,800時間			
① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分						70人以上の会社は、大会社 (㊦ 及び ㊧ は不要) 70人未満の会社は、㊦ 及び ㊧ により判定					
㊦ 直前期末の総資産価額 (帳簿価額) 及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分						㊧ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの 割合 (中会社) の区分		
総資産価額 (帳簿価額)			従業員数		取引金額						
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外			卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外				
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超		30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社			
4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超		7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満	0.90 中			
2億円以上 4億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	20人超 35人以下		3億5,000万円以上 7億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満	0.75 会			
7,000万円以上 2億円未満	4,000万円以上 2億5,000万円未満	5,000万円以上 2億5,000万円未満	5人超 20人以下		2億円以上 3億5,000万円未満	6,000万円以上 2億5,000万円未満	8,000万円以上 2億円未満	0.60 社			
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下		2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社			
・「会社規模のLの割合 (中会社) の区分」欄は、㊦ 欄の区分 (「総資産価額 (帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分) と ㊧ 欄 (取引金額) の区分とのいずれか上位の区分により判定します。											
判 定		中 会 社		小 会 社		/					
		大 会 社								L の 割 合	
		0.90	0.75							0.60	
4. 増 (減) 資の状況その他評価上の参考事項											

第2表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名 株式会社CCSS商事

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

1. 比準要素数1の会社	判 定 要 素						判 定 基 準	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0である(該当) でない(非該当)			
	(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素							
	第4表の ㉞の金額	第4表の ㉟の金額	第4表の ㊱の金額	第4表の ㊲の金額	第4表の ㊳の金額	第4表の ㊴の金額	判 定	該 当	非 該 当		
円 銭	円	円	円 銭	円	円						
	0 60	348	158	0 50	308	149					
2. 株式等保有特定会社	判 定 要 素						判 定 基 準	③の割合が50%以上である ③の割合が50%未満である			
	総 資 産 価 額 (第5表の①の金額)		株式等の価額の合計額 (第5表の④の金額)		株式等保有割合 (②/①)						
	①	千円	②	千円	③	%	判 定	該 当	非 該 当		
	1,605,422	882,000	54								
3. 土地保有特定会社	判 定 要 素						判 定 基 準				
	総 資 産 価 額 (第5表の①の金額)		土地等の価額の合計額 (第5表の⑤の金額)		土地保有割合 (⑥/④)						会 社 の 規 模 の 判 定 (該当する文字を○で囲んで表示します。)
	④	千円	⑤	千円	⑥	%	大会社 ・ 中 会 社 ・ 小 会 社				
		1,605,422	22,389	1							
	判 定 基 準	会 社 の 規 模		大 会 社		中 会 社		小 会 社 (総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)			
		⑥の割合		70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満
判 定		該 当	非 該 当	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当		
4・開業後3年未満の会社等	(1)開業後3年未満の会社	判 定 要 素		判 定 基 準	課 税 時 期 に お い て		課 税 時 期 に お い て				
		開業年月日	年 月 日		開 業 後 3 年 未 満 で あ る		開 業 後 3 年 未 満 で な い				
	(2)比準要素数0の会社	判 定 要 素		判 定 基 準		判 定					
	直前期末を基とした判定要素		判 定 基 準		直前期末を基とした判定要素がいずれも0である(該当) でない(非該当)						
	第4表の ㉞の金額	第4表の ㉟の金額	第4表の ㊱の金額	判 定	判 定						
	円 銭	円	円								
	0 60	348	158		該 当 非 該 当						
5. 開業前又は休業中の会社	開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清算中の会社				判 定		
	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当					該 当	非 該 当	
7. 特定の評価会社の判定結果	1. 比準要素数1の会社				② 株式等保有特定会社						
	3. 土地保有特定会社				4. 開業後3年未満の会社等						
5. 開業前又は休業中の会社				6. 清算中の会社							
〔 該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。 〕											

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

会社名 株式会社CCSS商事

(平成三十年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1. 1株当たりの資本金		直前期末の 資本金等の額	直前期末の 発行済株式数	直前期末の 自己株式数	1株当たりの資本金等 の額(①÷(②-③))	1株当たりの資本金等の額を50 円とした場合の発行済株式数 (①÷50円)					
の額等の計算		① 千円 20,000	② 株 400	③ 株	④ 円 50,000	⑤ 株 400,000					
2. 比準要素の金額	1株(50円)当たり の年配当金額					比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額					
	事業年度	⑥ 年配当金額	⑦ 左のうち 非経常的な 配当金額	⑧ 差引経常的な 配当金額(⑥-⑦)	年平均配当金額	⑨ 円 0	⑩ 銭 60				
	直前期	千円 300	千円	千円	⑨(⑦+⑧)÷2 千円 250	⑪ 円 0	⑫ 銭 50				
	直前々期	千円 200	千円	千円	⑩(⑧+⑨)÷2 千円 200	1株(50円)当たりの年配当金額 (⑪の金額)					
	直前々期の前期	千円 200	千円	千円		⑬ 円 0	⑭ 銭 60				
直前期末以前2(3)年間の利益金額					比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額						
事業年度	⑪ 法人税の課 税所得金額	⑫ 左のうち 非経常的な 利益金額	⑬ 受取配当等 の益金 不算入額	⑭ 左の所得税 額	⑮ 損金算入し た繰越欠損 金の控除額	⑯ 差引利益金額 (⑪-⑫+⑬- ⑭+⑮)	⑰ 円 348				
直前期	千円 142,342	千円	千円 7,982	千円 2,060	千円	千円	⑱ 円 308				
直前々期	千円 123,532	千円	千円 9,565	千円 2,472	千円	千円	1株(50円)当たりの年利益金額 (⑱又は⑲+⑳)÷2 の金額				
直前々期の前期	千円 111,242	千円	千円 7,129	千円 1,870	千円	千円		㉑ 円 348			
直前期末(直前々期末)の純資産価額					比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額						
事業年度	⑲ 資本金等の額	⑳ 利益積立金額	㉑ 純資産価額 (⑲+⑳)		㉒ 円 158	㉓ 円 149					
直前期	千円 20,000	千円 43,374	千円 63,374		㉔ 円 158	㉕ 円 149					
直前々期	千円 20,000	千円 39,853	千円 59,853		1株(50円)当たりの純資産価額 (㉖の金額)						
					㉖ 円 158						
3. 類似業種比準価額の計算	類似業種と 業種目番号		産業機械器具卸売業 (No. 75)		区分	1株(50円)当たり の年配当金額	1株(50円)当たり の年利益金額	1株(50円)当たり の純資産価額	1株(50円)当たり の比準価額		
	課税時期の 属する月	2月	① 円 361	比 準 割 合 の 計 算	評 価 社	① 円 0	② 銭 60	③ 円 348	④ 円 158		
	課税時期の 属する月の前月	1月	② 円 379		類 似 種	B	円 6	銭 60	C	円 48	円 330
	課税時期の 属する月の前々月	12月	③ 円 372		要 素 別 比 準 割 合	⑤ 円 6	銭 60	C	D	円 48	※ (中会社は0.6 小会社は0.5 とします。)
	前年平均株価	④ 円 346	⑥ 円 358		比 準 割 合	⑤ 円 6	銭 60	⑦ 0.09	⑧ 7.25	⑨ 0.47	
	課税時期の属する月 以前2年間の平均株価	⑤ 円 358			⑩ 円 346	⑩ 0.09	⑪ 7.25	⑫ 0.47			
	A(①、②、③、④及び ⑤のうち最も低いもの)	⑥ 円 346	⑬ 円 346		⑬ 2.60	⑭ 円 539	⑮ 銭 70				
	類似業種と 業種目番号		機械器具卸売業 (No. 74)		区分	1株(50円)当たり の年配当金額	1株(50円)当たり の年利益金額	1株(50円)当たり の純資産価額	1株(50円)当たり の比準価額		
	課税時期の 属する月	2月	① 円 371	比 準 割 合 の 計 算	評 価 社	① 円 0	② 銭 60	③ 円 348	④ 円 158		
	課税時期の 属する月の前月	1月	② 円 400		類 似 種	B	円 7	銭 30	C	円 43	円 352
課税時期の 属する月の前々月	12月	③ 円 394	要 素 別 比 準 割 合		⑤ 円 7	銭 30	C	D	円 43	※ (中会社は0.6 小会社は0.5 とします。)	
前年平均株価	④ 円 359	⑥ 円 378	比 準 割 合		⑤ 円 7	銭 30	⑦ 0.08	⑧ 8.09	⑨ 0.44		
課税時期の属する月 以前2年間の平均株価	⑤ 円 378		⑩ 円 359		⑩ 0.08	⑪ 8.09	⑫ 0.44				
A(①、②、③、④及び ⑤のうち最も低いもの)	⑥ 円 359	⑬ 円 359		⑬ 2.87	⑭ 円 618	⑮ 銭 10					
1株当たりの比準価額		比準価額(⑬と⑭) とのいずれか低い方		539円 70銭 ×		⑯の金額 50,000円	⑰ 円 539,700				
計 算	直前期末の翌日から課税時 期までの間に配当金交付の 効力が発生した場合		比準価額(⑬)		1株当たりの 配当金額		修正比準価額				
	直前期末の翌日から課税時 期までの間に株式の割当て 等の効力が発生した場合		比準価額(⑬) (⑰があるときは⑱)		割当株式1株当た りの払込金額		修正比準価額				

第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書

会社名 株式会社CCSS商事

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

1. 資産及び負債の金額 (課税時期現在)							
資産の部				負債の部			
科目	相続税評価額	帳簿価額	備考	科目	相続税評価額	帳簿価額	備考
	千円	千円			千円	千円	
現金預金	69,736	69,112		支払手形	50,991	50,991	
受取手形	100,679	104,762		買掛金	86,852	86,852	
売掛金	175,285	179,468		短期借入金	90,182	90,182	
製品	103,441	103,441		未払金	6,731	6,731	
仕掛品	15,921	15,921		未払費用	8,962	8,962	
原材料	21,963	21,963		預り金	7,363	7,363	
未収入金	6,022	6,022		長期借入金	75,320	75,320	
短期貸付金	3,840	3,840		未納法人税	26,995	26,995	
借地権	53,312			未納府民税	1,473	1,473	
建物	50,468	72,968		未納市民税	3,810	3,810	
機械装置	51,507	51,507		未納事業税	12,970	12,970	
車両運搬具	2,187	2,187		未納消費税	5,779	5,779	
器具備品	4,705	4,705		未納固定資産税	18,621	18,621	
土地	22,389	19,420		役員賞与	15,000	15,000	
電話加入権	185	404		退職金	16,230	16,230	
関係会社株式	14,982	10,000					
投資有価証券	882,000	832,000					
長期貸付金	26,800	26,800					
合計	① 1,605,422	② 1,524,520		合計	③ 427,279	④ 427,279	
株式等の価額の合計額	④ 882,000	⑤ 832,000		/			
土地等の価額の合計額	⑥ 22,389						
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	⑦ -	⑧ -					
2. 評価差額に対する法人税額等相当額				3. 1株当たりの純資産価額の計算			
相続税評価額による純資産価額 (①-③)	⑤ 1,178,143	千円		課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤-⑧)	⑨ 1,148,210	千円	
帳簿価額による純資産価額 (②+(⑥-⑧)-④), マイナスの場合は0)	⑥ 1,097,241	千円		課税時期現在の発行済株式数 (第1表の1の①)-自己株式数	⑩ 400	株	
評価差額に相当する金額 (⑤-⑥, マイナスの場合は0)	⑦ 80,902	千円		課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑨÷⑩)	⑪ 2,870,525	円	
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)	⑧ 29,933	千円		同族株主等の議決権割合(第1表の1の⑤) の割合が50%以下の場合 (⑪×80%)	⑫ -	円	

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名 株式会社CCSS商事

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

1・純資産価額方式等による価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の⑳、㉑又は㉒の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の㉓の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の㉔の記載がある場合のその金額)		
	① 円		② 円	③ 円			
	539,700			2,870,525			
	株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等			1株当たりの価額		
	1株当たりの価額の計算	株式の区分	②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ②の金額(③の金額があるときは③の金額) ①の金額 (円×0.25)+(円×0.75)= 円			④ 円	
	株式等保有特定会社の株式	(第8表の㉑の金額)			⑤ 円 2,680,718		
土地保有特定会社の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))			⑥ 円			
開業後3年未満の会社等の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))			⑦ 円			
開業前又は休業中の会社の株式	(②の金額)			⑧ 円			
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤、⑥、⑦又は⑧) 円 円 銭		1株当たりの配当金額	修正後の株式の価額 ⑨ 円		
	課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤、⑥、⑦又は⑧)割当株式1株当たり1株当たりの (⑨があるときは⑨)割当株式1株当たりの払込金額 割当株式数		1株当たりの割当株式数又は交付株式数	修正後の株式の価額 ⑩ 円		
		(円+円×株)÷(1株+株)					
2・配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等		直前期末の資本金等の額 ⑪ 千円	直前期末の発行済株式数 ⑫ 株	直前期末の自己株式数 ⑬ 株	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑪÷50円) ⑭ 株	1株当たりの資本金等の額 (⑪÷(⑫-⑬)) ⑮ 円
	直前配当金	事業年度	⑯年配当金額 千円	⑰左のうち非経常的な配当金額 千円	⑱差引経常的な年配当金額 (⑯-⑰) 千円	年平均配当金額 ⑲(⑱+⑳)÷2 千円	
		直前期	千円	千円	⑳千円		
		直前々期	千円	千円	㉑千円		
	1株(50円)当たりの年配当金額		年平均配当金額(⑲) ⑳の株式数		㉑		
			千円 ÷ 株 = 円 銭		この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。		
配当還元価額		⑳の金額 ⑮の金額 ㉑		㉒ 円	㉒の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。		
		円 銭 × 円 = 円					
3・株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき 所得税相当額 (円 銭)-(円 銭)		㉓ 円 銭	4.株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)		
	株式の割当てを受ける権利 (割当株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額 割当株式1株当たりの 払込金額 円 円		㉔ 円	株式の評価額	2,680,718 円	
	株主となる権利 (割当株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額(課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額がある時は、その金額を控除した金額)		㉕ 円	株式に関する権利の評価額	円	
	株式無償交付期待権 (交付される株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額		㉖ 円			

第7表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書

会社名 株式会社CCSS商事

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

1.	受取配当金等		事業年度	① 直前期	② 直前々期	合計(①+②)	受取配当金等受割合 (①÷(①+②))	
	受取配当金等の額			千円	千円	千円	千円	※小数点以下3位未満切り捨て
	営業利益の金額			千円	千円	千円	千円	0.121
S ₁	B-bの金額		1株(50円)当たりの年配当金額(第4表のB)	受取配当金等受割合(C)		bの金額(③×C)	B-bの金額(③-④)	
	C-cの金額		1株(50円)当たりの年利益金額(第4表のC)	0.121		cの金額(⑥×C)	C-cの金額(⑥-⑦)	
金額	D-dの金額	(イ)の金額	1株(50円)当たりの純資産価額(第4表のD)	直前期末の株式等の帳簿価額の合計額		直前期末の総資産価額(帳簿価額)	(イ)の金額(⑨×(⑩÷⑪))	
		(ロ)の金額	利益積立金額(第4表の⑬の「直前期」欄の金額)	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数(第4表の⑮の株式数)	受取配当金等受割合(C)	(ロ)の金額((⑬÷⑭)×C)		
	④の金額(⑫+⑮)		D-dの金額(⑨-⑯)		(注) 1 Cの割合は、1を上限とします。 2 ⑯の金額は、Dの金額(⑨の金額)を上限とします。			
	A		B		C			
類似業種の標準価額の修正計算	類似業種と業種目番号		機械器具卸売業 (No. 75)		卸売業 (No. 74)		区分	
	課税時期の属する月		2月	361円	2月	371円	1株(50円)当たりの年配当金額	
	課税時期の属する月の前月		1月	379円	1月	400円	1株(50円)当たりの年利益金額	
	課税時期の属する月の前々月		12月	372円	12月	394円	1株(50円)当たりの純資産価額	
	前年平均株価		⑬	346円	⑰	359円	1株(50円)当たりの標準価額	
	課税時期の属する月以前2年間の平均株価		⑭	358円	⑱	378円	※(中会社は0.6、小会社は0.5とします。)	
A		B		C		要素別標準割合		
A		B		C		比準割合		
1株当たりの標準価額		比準価額(⑳と㉑)とのいずれか低い方		第4表の④の金額		50,000円		
直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合		比準価額(㉒)		1株当たりの配当金額		修正標準価額		
直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合		比準価額(㉒)(㉓があるときは㉓)		割当株式1株当たりの払込金額		修正標準価額		

第8表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書(続)

会社名 株式会社CCSS商事

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

1. S ₁ の金額	相続税評価額による純資産価額 (第5表の⑤の金額)		課税時期現在の株式等の価額の合計額 (第5表の⑦の金額)		差引 (①-②)	
	①	千円	②	千円	③	千円
		1,178,143		882,000		296,143
	帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥の金額)		株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の④+(③-⑤)の金額)(注)		差引 (④-⑤)	
	④	千円	⑤	千円	⑥	千円
		1,097,241		832,000		265,241
	評価差額に相当する金額 (③-⑥)		評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)		課税時期現在の修正純資産価額 (相続税評価額) (③-⑧)	
	⑦	千円	⑧	千円	⑨	千円
		30,902		11,433		284,710
	課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)		課税時期現在の修正後の1株当たりの純資産価額(相続税評価額)(⑨÷⑩)		(注) 第5表の③及び⑤の金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。	
⑩	株	⑪	円			
	400		711,775			
1株当たりのS ₁ の金額 の計算の基となる金額		修正後の類似業種比準価額 (第7表の⑳、㉑又は㉒の金額)	修正後の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑪の金額)			
⑫	円	⑬	円			
	458,700		711,775			
1株当たりのS ₁ の金額の計算	区 分	1株当たりのS ₁ の金額の算定方法				1株当たりのS ₁ の金額
	比準要素数1である会社のS ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 (⑫の金額 円×0.25) + (⑬の金額 円×0.75) = 円				⑭ 円
	上大会社のS ₁ の金額	⑫の金額と⑬の金額とのいずれか低い方の金額 (⑬の記載がないときは⑫の金額)				⑮ 円
	中会社のS ₁ の金額	⑫と⑬のいずれか低い方の金額 Lの割合 ⑬の金額 Lの割合 [458,700 円×0.75] + [711,775 円×(1-0.75)]				⑯ 521,968 円
	小会社のS ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 (⑫の金額 円×0.50) + (⑬の金額 円×0.50) = 円				⑰ 円
2. S ₂ の金額	課税時期現在の株式等の価額の合計額 (第5表の⑦の金額)		株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の④+(③-⑤)の金額)(注)		株式等に係る評価差額に相当する金額 (⑱-⑲)	
	⑱	千円	⑲	千円	⑳	千円
		882,000		832,000		50,000
	S ₂ の純資産価額相当額 (⑱ - ㉑)		課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)		S ₂ の金額 (㉒÷㉓)	
㉑	千円	㉓	株	㉒	円	
	863,500		400		2,158,750	
3. 株式等保有特定会社の株式の価額	1株当たりの純資産価額(第5表の⑪の金額(第5表の⑫の金額があるときはその金額))		S ₁ の金額とS ₂ の金額との合計額 (⑭、⑮、⑯又は⑰)+⑳		株式等保有特定会社の株式の価額 (㉑と㉒)とのいずれか低い方の金額	
	㉑	円	㉒	円	㉓	円
	2,870,525		2,680,718		2,680,718	